

消費者団体訴訟制度の創設

三木 浩一 | Written by Koichi Miki

はじめに

消費者団体訴訟という新しい裁判制度を創設する法案が、二〇〇六年の通常国会に提出される予定である。消費者団体訴訟とは、一定の消費者団体が原告となつて、消費者全体の利益を擁護するために、事業者の不当な行為の差し止めを請求する訴訟を提起することを認める制度である。

消費者団体訴訟制度の背景

消費者団体訴訟は、もともとヨーロッパで発達した制度であり、現在では、ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、イタリア、スペイン、ギリシア、ベルギー、スウェーデンなど、EUに属するほとんどの国で採用されている。また、近年では、台湾、タイ、インド、フィリピン、インドネシア、スリランカなど、アジアの国々でも導入が進んでいる。なお、アメリカでは、消費者団体訴訟は導入されていないが、これと同様、またはより強力な機能を営む制度として、「クラス・アクション」と呼ばれる制度が活用されている。

これらの国々で消費者団体訴訟という制度が創設されたのは、事業者の不当な行為から一般の消費者を救済するためには、これまでの訴訟制度では十分に対応ができないからである。なぜなら、このよ

うな制度がないとすると、訴訟の原告となつて事業者の不正行為を糾弾できるのは、実際に被害を受けた個々の消費者だけであるが、消費者被害は訴訟の費用に比べて少額であることが多く、わざわざ訴訟を起こしても割に合わないし、時間や手間などの負担も大きい。

また、消費者被害の拡大を未然に防止するためには、被害が発生する前に事業者の不正行為を差し止めておく必要があるが、自分で訴訟を起こすような消費者は、その事業者の不正行為をすでに知っているのだから、本人がこれから消費者被害に遭うおそれは少なく、訴訟を提起する利益は認められない。

つまり、消費者が実際にさまざまな被害を受けていたり、将来被害を受ける具体的な危険が存在するにもかかわらず、これを裁判で効果的に解決または予防する手段が、これまでは存在しない状態であった。そこで、消費者一般の利益を代表するものとして、消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するために訴えを起こす権利を認める制度が考案されるようになったのである。

消費者団体の役割

消費者団体には、消費者の利益の擁護を図るため、消費者の視点に立つて活動することや、市場の監視者としての役割が期待されている。二〇〇四年六月に施行された消費者基本法においても、新た

に消費者団体に関する規定が設けられ、消費者団体が消費者の被害の防止および救済のための活動に努めることが求められている。このように、消費者団体は、事業者の不当な行為を抑止する重要な担い手として位置づけられている。

現在でも、消費者団体の中には、事業者に対して不当行為の改善を求める活動を自主的に行い、一定の成果を上げているものがある。しかし、こうした自主的な活動には法的な裏付けがなく、事業者からの誠実な対応が得られない場合があるなど、その実効性には限界がある。これに対し、一定の消費者団体に対して、消費者全体の利益を擁護するために、事業者を相手に裁判を起こす権利が認められるようになる。消費者団体の活動に法的な根拠がともなうことになり、事業者との交渉もスムーズに行えるようになる。

適格消費者団体の認証

内閣府国民生活局の調査によれば、わが国には、中央団体、県域団体、地域団体を合わせて四〇〇〇を超える消費者団体がある。その多くは任意団体として活動しており、NPO法人などの法人格を取得している団体は少ない。構成員数も、一〇〇〇人未満の団体が約半数を占めている。これらすべての団体に、消費者団体訴訟の担い手としての資格が与えられるわけではない。

消費者団体は、自ら原告となって訴訟を提起することになるので、法人格を有していることが適格団体として認証を受ける要件となる。また、消費者全体の利益を代表して裁判を行う制度であるので、特定の個人または団体の利益のために活動する消費者団体や、団体の構成員の相互扶助を目的とする消費者団体などは、適格団体の対象から除外される。消費者利益を代表する団体としての指標として、相当の期間にわたっての活動実績や団体の規模も考慮されることになる。

ある団体が適格団体として認証された場合、消費者の意見を十分に反映して活動が行われなければならない。そのためには、事業者から

の影響の排除または独立性も重要である。また、消費者の利益を擁護する活動を確実に遂行するための基盤として、適切な組織運営の体制や人的基盤および財政的基盤を備えていることも必要である。

消費者団体訴訟制度に基づく差止訴訟

今回の立法で創設される消費者団体訴訟制度は、消費者契約法という法律の中におかれる予定である。したがって、消費者契約法が対象としている不当な契約条項や不当な勧誘行為が、消費者団体が提起する差止訴訟の対象になる。

たとえば、ある事業者が「いかなる理由があっても一切損害賠償の責任は負いません」という契約条項を使って取引をしている場合、この契約条項を使用することを禁止する命令を裁判所に求めることが考えられる。訴えを提起した消費者団体の主張が認められて消費者団体が勝訴すれば、この事業者は、この契約条項を使用することができなくなり、この命令に違反した場合には、一定の反則金を消費者団体に対して支払わなければならない。

また、健康食品の販売を勧誘するに際して、実際には含まれていない成分が含まれているかのような虚偽の事実を説明している場合には、このような虚偽の事実を告げて行う勧誘行為を差し止めることにより、被害の拡大を未然に防止することが可能になる。

CEL

三木 浩一 (みき・こういち)

慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授。専門分野は、民事訴訟法、裁判外紛争解決、仲裁法、倒産法など。1984年慶應義塾大学大学院修士課程修了、86年最高裁判所司法研修所第38期司法修習生修了、87年慶應義塾大学助手、90年メルボルン大学客員研究員、92年慶應義塾大学助教授、93年イェール大学客員研究員、97年から現職。著書は、『ロースクール民事訴訟法』（共編著・有斐閣）、『民事法』